

12-24

総学庶第1260号

昭和58年11月18日

日本学術會議會長

塚田裕三

公立大学の振興に対する国の助成について（要望）

標記について、日本学術會議第91回総会の議決に基づき、
下記のとおり要望します。

記

近年、国家財政の悪化と並行して地方財政は窮迫し、地方公共団体が設置者としてその育成に当たってきた公立大学（公立短期大学を含む）の教育・研究のための環境整備は著しく停滞している。

地方の財政事情は、限られた財源の下で極めて厳しい状況にあり、今、国が積極的な助成を行わなければ、財政的基盤の弱い公立大学は、深刻な危機に陥るものと予測される。

國が公立大学の実情を十分理解し、抜本的解決策として「公立大学振興助成法」のような立法措置を講ずる準備を進められるよう強く要望する。

なお、当面の助成については、現在公立大学協会並びに全国公立短期大学協会の政府に対する助成要望に十分対応されたい。

(別添 説明資料)

本信送付先

内閣総理大臣
大蔵大臣
文部大臣
厚生大臣
自治大臣
全国知事会会長
全国市長会会長

本信写送付先

公立大学協会会长
全国公立短期大学協会会长

〔説明〕

公立大学（公立短期大学を含む）は、地域社会の学術・教育に対する深い関心、あるいはそれぞれの地域における人材確保の必要性などを背景として、地方公共団体によって設置された大学である。現在その数は85校（公立大学34校、公立短期大学51校）で、学生定員は公立大学で約4万7千名、公立短期大学で約2万名に達している。

公立大学の歴史は古く、そのうち2校は、それぞれの前身となる学校の設立から数えれば、一世紀を超す長い伝統を有している。しかし、公立大学は、時代の推移に伴う国の文教政策の転換、あるいは地方自治体の財政状況に直接影響を受け易く、そのため戦前戦後を通じ、多くの公立大学（公立学校を含む）が存続をゆるされず、国立への移管あるいは編入の措置を余儀なくされた。

現存する公立大学の大部分は、多くの国立又は私立大学と同様に、戦後設立されたものである。

公立大学として総括される大学の内容は多様性に富み、設置者、学部学科の種類、学生定員等は、大学ごとに相違している。この点、公立大学は、文部省の所轄下に置かれ、国の大学行政に沿って統一的に管理・運営され、機構の上でも一定の型にはめられた国立大学とは、著しく性格を異にしている。公立大学が地域の要望に応えつつ、教育、研究あるいは医療を通して、大きな成果を挙げ、我が国の高等教育機関の重要な一翼を担っていることは衆知の事実であるが、公立大学の活動は単に地域に限局されず、さらに広く国際的視野に立て展開されなければ、今日の情報化社会に対応する高度な学術、教育は成就しえない。

公立大学は独自の目的と存在意義をもつ大学であるにもかかわらず、公費に

よって運営されるという観点から国公立大学として総括され、私立大学と対比させられる。公立大学は、数の上でも、総体的な規模の上でも、総体的な規模の上でも、国立又は私立大学に比し小さい。そのため大学の振興をはかるに際しても、公立大学はしばしば国立と私立の蔭にかくれ、実情が正しく理解されず、固有の対象として取り上げられる機会も少なかった。

公立大学は、設置者である地方自治体の努力によって、維持され、発展を続けてきたが、地方財政状態の悪化が全国的に進行している今日、地方行政担当者にとって公立大学の育成・充実を第一義的課題として取り扱うことは困難となっている。研究診療設備の大型化が進み、地方財源では、その存続すら難しくなっている自然科学系学部にあっては、国政レベルでの助成の必要性が極めて増大している。